

会 議 録

会議の名称	茨木市防災会議
開催日時	平成27年2月17日（火）午後2時00分から3時00分
出席委員	出口 智一委員、上野 豊委員、柄川 忠一委員、岡林 寛安委員、鎌谷 博人委員、河井 豊委員、岸田 百利委員、甲木 肇委員、小西 盛人委員、小林 岩夫 委員、小林 勝 委員、佐藤 房子 委員、重留 睦美委員、柴崎 啓二委員、仙石 康委員、楚和 敏幸 委員、萩原 利雄委員、羽山 広幸委員、松本 栄子 委員、水野 保夫 委員、山田 武司 委員、安井 聡 委員、八木 章治 委員、吉川 孝一 委員（五十音順）
欠席委員	秋山 龍也 委員、木本 祥史 委員、小橋 達夫 委員、笹野 美津代 委員、澤田 優一委員、月見 英一委員、奈良平 典子委員、平野 明委員、藤原 知孝 委員、藤原 浩徳 委員（五十音順）
事務局	総務部危機管理課
案件	茨木市地域防災計画の修正について
配布資料	茨木市地域防災計画修正の概要 茨木市地域防災計画新旧対照表

発言者	発言内容
事務局（司会）	<p>《開会》</p> <p>ただ今から、茨木市防災会議を開催させていただきます。</p> <p>本日は、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>日ごろから、ご出席の皆様方には、本市の防災行政に格別のご指導とお力添えをいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日の司会いたします、危機管理課 課長代理の多田です。</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p> <p>まず初めに、茨木市防災会議の開催にあたりまして、会長であります木本市長からご挨拶を申し上げます。</p>
木本会長	<p>平成26年度茨木市防災会議の開会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日、委員の皆様方には、公私何かとご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、去年は相次ぐ台風の襲来により、日本各地で甚大な被害をもたらす豪雨災害が発生し、本市においても初めての避難勧告を発令するに至りました。</p> <p>また、東日本大震災から4年、阪神淡路大震災から20年が経過しましたが、地震大国と言われる我が国では、各地で頻繁に地震が発生しており、近い将来に発生が予想されている「南海トラフ地震」では、甚大な被害が心配されているところであります。</p> <p>こうした中、平成26年1月及び11月に国の「防災基本計画」が修正され、大阪府においては平成26年3月に「地域防災計画」が修正されたところであります。</p> <p>これらの修正を踏まえ、本市の防災対策の指針となります「地域防災計画」を一部修正する必要が生じたので、本日、防災会議を開催させていただいた次第であります。</p> <p>本会議により、本市地域防災計画が一層実効性のあるものとなりますよう、皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申しあげまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>続いて、皆様のご紹介についてでございますが、時間の関係上、お配りしております名簿によって、代えさせていただきます。続きまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>木本会長、よろしく申し上げます。</p>

発言者	発言内容
木本会長	<p>それでは、茨木市 防災会議条例第3条第3項の定めるところにより、「会長が会務を総理する。」こととなっておりますので、私の方で議事を進めてまいります。</p> <p>まず、はじめに本市では審議会等の会議は、公開を原則としており、審議会にはかっとうえで決定することとしています。本日の会議も公開してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
木本会長	<p>ありがとうございます。ご異議ないようですので、本日の会議につきましては、公開といたします。傍聴者がおられましたら、入室していただいて結構です。</p> <p>《傍聴者入場》</p>
木本会長	<p>本日の案件は、お手元にお配りしております</p> <p>「茨木市地域防災計画の修正について」でございます。事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>危機管理課課長の吉田でございます。お手元の資料の説明をさせていただきます。</p> <p>4年前に発生した東日本大震災を教訓に、災害対策基本法及び防災基本計画が段階的に改正・修正されることとなり、その第1段改正を受けて、2年前の平成25年3月に本市防災計画を修正いたしました。</p> <p>その後、第2段改正として、平成26年1月に国の防災基本計画が修正され、平成26年3月に大阪府地域防災計画が修正されました。</p> <p>今回の修正はそれら国・大阪府の計画の修正内容及び関係する法令の制定・改正や、その他、社会情勢の変化に伴い本計画の修正が必要と認められるものなどについて修正を行っております。</p> <p>なお、今回の地域防災計画の修正にあたりましては、庁内全課で修正内容の検討を行い、その後危機管理課で修正案を作成し、1月5日から26日の間でパブリックコメントを実施し、本日修正案を提示させていただいております。本日の防災会議で修正やご意見要望等がある場合は、その内容も加味いたします。</p> <p>それでは、修正内容について説明をいたします。お配りしておりますとおり、多数修正箇所がございますので、詳細の説明は割愛して、主な修正項目について、説明させていただきます。</p> <p>配付資料、「茨木市地域防災計画（案）の概要」及び「茨木市地域防災計画（案）新旧対照表」をご覧ください。なお、新旧対照表につきましては、第1部から第5</p>

発言者	発言内容
	<p>部までございます。</p> <p>概要の項目の順に説明をしております。</p> <p>まずは、「茨木市地域防災計画（案）の概要」をご覧ください。</p> <p>修正項目の大きな1つ目が、「危機管理体制の再構築について」でございます。</p> <p>災害発生時に円滑な対応を行うことができるよう、市の防災機能の強化を図るとともに、民間事業者やボランティア団体等の関係機関との連携体制についても強化します。</p> <p>(2)「情報収集伝達体制の強化」について、新旧対照表 第3部「風水害等応急対策」の3-20ページをご覧ください。</p> <p>「第2章 情報の収集伝達」の項目に、情報の重要度、発信者の属性等の観点からトリアージを行い、適切な応急対応を実施する旨の記述を追加しております。同じ内容を第4部「地震災害応急対策」にも追加しております。</p> <p>概要の2ページの、(4)「行政機関と民間が連携した防災体制の構築」について、新旧対照表 第2部「災害予防対策」の2-20ページをご覧ください。</p> <p>「第1節 総合的防災体制の整備」の項目に、「事業者、ボランティアとの連携」の項目を新たに追加し、ボランティアとの連携強化のため、ボランティア募集团体とボランティア参加希望者との需給バランスの整合に向けたコーディネート、ボランティア活動環境の整備等を行う旨の記述を追加しております。</p> <p>修正項目の大きな2つ目が、概要2ページの「地域防災力の充実について」でございます。</p> <p>大規模災害発生時には、市だけでなく、地域住民や事業者の地域防災力による対応の実施が不可欠であるため、地域防災力の向上のための支援策を実施します。</p> <p>(1)「地域防災力の向上と継続・発展」について、新旧対照表 第2部「災害予防対策」の2-68ページをご覧ください。</p> <p>「第3節 ボランティアの活動環境の整備」の項目において、更なる地域防災力の充実・強化を図ることを目的として、地域のボランティア活動の支援を行う旨の記述を追加します。</p> <p>概要3ページの(3)「防災教育の充実」について、同じく新旧対照表 第2部の2-60ページをご覧ください。</p> <p>「第1節 防災意識の高揚」の項目において、「学校園教育における防災教育」の重要性及び「地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材の育成」をめざす旨の記述を追加しております。</p> <p>(4)「消防団の機能強化」について、同じく新旧対照表 第2部の2-27ページをご覧ください。</p>

発言者	発言内容
	<p>「第4節 消火・救急・救助体制の整備」の項目において、消防団の強化及び活動しやすい環境づくりに努める旨を追加するとともに、「自主防災組織との連携強化」の項目を追加しております。</p> <p>修正項目の大きな3つ目が、概要3ページ「避難対策の総合化について」でございます。</p> <p>大規模災害発生時には、まず市民の命を守ることが最優先となるため、市民が安全に避難するための対策を充実します。</p> <p>(1)「避難対策全般」について、新旧対照表 第2部の2-38ページをご覧ください。</p> <p>「第7節 避難受入れ体制の整備」の項目において、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備や、自主防災組織等の関係団体と連携した体制づくりを図る旨の記述を追加しております。</p> <p>概要4ページの(2)「避難行動要支援者への支援体制の強化」について、同じく新旧対照表 第2部の2-41ページをご覧ください。</p> <p>災害対策基本法の改正で、要介護認定3～5の方や、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方など、災害時に単独で避難することが難しい方を「避難行動要支援者」として定義し、地域防災計画において必要事項を記載することとされましたので、必要な定義や修正等をおこなっております。</p> <p>概要4ページの(3)「社会福祉施設の機能強化」について、新旧対照表 第2部の2-45ページをご覧ください。</p> <p>「第8節 避難行動要支援者への対策」の項目において、社会福祉施設との利用者受入に関する災害協定の締結を進め、社会福祉施設管理者による災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を促す旨の記述を追加しております。</p> <p>修正項目の大きな4つ目が、概要4ページの「被災者の生活環境の向上について」でございます。</p> <p>被災者の長期的な生活環境の向上を図るため、避難所等における対応、円滑な物資の供給体制の確立及び社会環境・社会秩序の維持等の対策を充実します。</p> <p>(2)「避難所等における生活環境の向上等」について、新旧対照表 第3部「風水害等応急対策」の3-53ページをご覧ください。</p> <p>「第4章 避難対策」の項目に、安全で安心な避難生活ができるよう配慮するため、避難所運営への女性の参画を促すことや、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所の安全確保を図る旨の記述を追加しております。また、東日本大震災では避難所の長期化が問題となったため、自宅へ戻った被災者に対する物資の安定供給により、避難所の早期解消を図るなど、避難所に滞在する避難者の低減方策を検討する旨の記述も追加しております。同じ内容を第4部「地震災害応急対策」にも追</p>

発言者	発言内容
	<p>加しております。</p> <p>概要5ページの(3)「必要物資の供給体制の強化」について、新旧対照表 第2部「災害予防対策」の2-49ページをご覧ください。</p> <p>「第9節 緊急物資確保体制の整備」の項目において、民間事業者との連携による迅速かつ効率的な物資集配体制を構築し、防災拠点における物資集配体制の強化を図ることや、市町村間での共同備蓄や相互融通体制を整備する旨の記述を追加しております。</p> <p>修正項目の大きな5つ目が、概要6ページの「迅速な復旧・復興について」でございます。</p> <p>大規模災害に被災したのち迅速な復旧・復興を図るため、復旧・復興に必要な体制の構築にむけて必要な取り組みを平時から進めます。</p> <p>新旧対照表 第5部「災害復旧・復興対策」の5-1ページをご覧ください。</p> <p>「第1章 生活の安定」の項目に、復旧事業の実施にあたり、住民の意向の尊重や女性や要配慮者の参画促進することの規定を追加しております。続いて、5-4ページをご覧ください。「第2節 ライフライン等の復旧」として、ライフライン事業者等の復旧活動に関する記述を追加しております。</p> <p>修正項目の大きな6つ目が、概要6ページの「水害減災対策の強化について」でございます。</p> <p>昨年8月には本市においても初めての避難勧告発令を行いましたし、近年風水害が日本各地で頻発しておりますので、地震災害だけでなく、より発生頻度の高い水害への減災対策についても強化を図ります。</p> <p>新旧対照表 第2部「災害予防対策」の2-8ページをご覧ください。</p> <p>「第3節 土砂災害等予防対策の推進」の項目において、実際の避難行動に資するハザードマップの作成、土砂災害に対する避難訓練の実施、大規模盛土造成地の位置の把握及び住民等への周知に努める旨の記述を追加しております。</p> <p>その他、特別警報の創設等、気象警報・注意報の発表基準の変更によるもの、前回の修正以降にあった機構改正によるもの、等に修正を加えております。</p> <p>なお、機構改正につきまして、4月1日付で課名の変更等がございましたら、新しい機構に従って必要な課名の修正等を行わせていただきたいと思いますと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。</p> <p>資料編につきましては、今回新旧対照表は作成しておりませんが、関係機関等に確認のうえ、時点修正を加えます。</p>

発言者	発言内容
木本会長	<p>以上、細かいところは省略させていただきましたが、地域防災計画の主な修正点についての説明を終了いたします。</p> <p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>何かご意見等がございましたら、お聞かせください。</p>
事務局	<p>無いようですので、これもちまして本日の防災会議を閉会いたします。</p> <p>事務局から連絡事項はありませんか。</p> <p>本日ご審議いただきました地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条第4項の規定に従い、大阪府知事に報告いたします。</p> <p>その際、府知事から、修正内容に関する助言又は勧告がありましたら、再度防災会議は開催せずに、委員のみなさまには書面で報告し、助言又は勧告に従った内容で修正させていただきたいと存じます。</p>
事務局（司会）	<p>本日は、どうもありがとうございました。</p>